**認知症診療にかかる協定書（ひな形）**

※協定の内容に合わせて適宜変更してください。

　□□法人□□会□□病院（以下、「甲」という。）と、△△法人△△会△△病院（以下、「乙」という。）とは、「東京都認知症疾患医療センター」の運営目的に基づき、以下の項目に関して連携し、円滑かつ適正な医療の確保のための協定を結び、相互の協力体制を取り決め、地域における認知症疾患の支援体制の充実を図る。

第１条（協定の目的）

　　本協定は、甲乙の円滑な連携関係及び信頼関係に基づき、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

第２条（協定業務の内容）

　１　身体合併症、行動・心理症状への対応

　　　　甲及び乙は、相互に専門的医療が必要と判断される状況が発生した場合には、円滑な情報共有を行うとともに、速やかに患者の治療に必要な環境を整える。

（１）乙において、重篤な身体合併症に対する一般病床等における専門的医療が必要と判断された場合において、甲はこれに協力し、外来受診又は急性期入院治療等の体制を整える。

（２）乙において、認知症疾患の行動・心理症状に対する精神科における専門的医療が必要と判断され、一般病床での対応が困難な場合において、甲はこれに協力し、外来受診又は急性期入院治療を行う等の体制を整える。

２　検査体制

　　　　認知症疾患の鑑別診断に係る検査体制として、○○○（※検査機器名称を記入）の使用が必要と判断され、乙より甲へ検査依頼があった場合には、円滑に検査が行われるよう連携し、受入体制を整える。

　３　患者の搬送

　　　　受診又は転院に伴う搬送は、甲及び乙のうち、依頼元となる病院が手配することとする。甲乙の担当職員は事前に患者情報の共有を行い、受診または転院がスムースに行われるよう努める。

　４　対応時間

　　　　甲及び乙は、本協定の業務対応時間を原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、並びに年末年始を除き、月曜日から金曜日までの午前○時から午後○時までとする。ただし、急患又は急変に伴う対応が必要となった場合はこの限りではない。

第３条（守秘義務）

　　甲及び乙は、本協定業務の遂行に当たって知り得た事項について、内容の如何に関わらず守秘義務を負うものとし、直接的及び間接的な個人情報等の取扱いは、個人情報保護法に基づくものとする。

第４条（協定期間）

　　１　本協定の締結期間は、原則として「東京都認知症疾患医療センター」の指定期間と同様の３年とする。ただし、初年度の協定締結が年度の中途であった場合については、締結期間を令和９年３月末日までとし、以後、３年ごとに更新するものとする。

　　２　期間満了の１箇月前までに甲及び乙のいずれかからの文書による通知がない場合は、自動的にその満了日より３箇年更新されたものとし、以後同様とする。

第５条（協定解除）

　　甲及び乙は、やむを得ない事情があり協定を解除しようとする場合は、文書で通知

することにより、１箇月間の予告期間をおいて、本協定の解除ができるものとする。

第６条（協議事項等）

　　甲及び乙は、本協定に定めない事項や各条項の解釈等に疑義が生じた場合、又は改定する必要が生じた場合については、その都度速やかに協議の上、円満に解決するものとする。

この協定の証として本協定書２通を作成し、記名捺印の上、甲乙共に各１部を保有する。

協定締結日　　　平成　　　年　　　月　　　日

協定者氏名　　　「甲」　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　「乙」　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印